

宇部市立中学校放課後補習教室事業業務

調達仕様書

令和8年3月19日

宇部市教育委員会

1 業務概要

(1) 業務名

宇部市立中学校放課後補習教室事業業務

(2) 業務の目的

本業務は、宇部市立中学校の希望する生徒に対して、放課後に自主学習の場を提供し学習指導・支援を行い、苦手意識の解消と基礎学力の向上を図ることを目的とする。

(3) 委託期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

【スケジュール】

期間	内容
7月～8月	学習支援員の募集及び研修
	参加者（生徒）の募集及び決定（※1）
9月～3月上旬	放課後補習教室の実施
3月中旬～下旬	報告書まとめ

※1：参加者（生徒）の募集及び決定は市が行う。

(4) 実施対象校・実施場所

宇部市立上宇部中学校、宇部市立黒石中学校

【生徒数、学級数内訳】

学校名	項目	1年	2年	3年	計
上宇部中学校	生徒数 令和7年10月1日現在	120	141	152	413
	学級数 令和7年10月1日現在	4	4	5	13
黒石中学校	生徒数 令和7年10月1日現在	133	141	145	419
	学級数 令和7年10月1日現在	4	4	5	13

(5) 実施対象者

1 業務概要（4）実施対象校・実施場所にある中学校の生徒のうち、放課後補習教室に参加することに同意した者とする。

2 業務内容

受託者は、実施対象者に、次の学習指導・支援を実施する。なお、実施にあたっては、市と協議の上決定する。

(1) 放課後補習教室業務

- ・開催時期

令和8年9月から令和9年3月上旬までの期間

- ・会場

1 業務概要(4) 実施対象校・実施場所にある中学校の図書室やPC教室等を活用し、各学年1教室とし合計6教室を想定

- ・実施回数、実施場所及び実施日等

各教室週1回1時間程度で、20回程度を想定している。なお、実施日は、2 業務内容(1) 放課後補習教室業務にある開催時期における学校の休業日(冬季、学年末)及び市が指定する日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。

【放課後補習教室】

学校名	学年	場所	実施日	実施時間
宇部市立上宇部中学校	1年	別途調整	毎週水曜日	15:30~16:30
	2年			
	3年			
宇部市立黒石中学校	1年			
	2年			
	3年			

- ・定員

各教室12名程度を想定しているが、委託期間中、放課後補習教室への参加を希望する生徒が増加し、補修教室を増設する場合がある。なお、補修教室数を変更する場合があっても、市に対し追加の委託料を請求しないこと。

- ・補習教室の科目及び教材

科目は、英語、数学とし、学校で使用する教科書や問題集等を利用した自習学習を基本とし、わからない箇所の質問を受け教授する形式とする。

- ・環境の整備

生徒とコミュニケーションを図り、質問しやすい環境づくりを行うこと。

3 実施体制

(1) 配置基準

- ・責任者

本業務における責任者を1名以上配置すること。責任者は、本業務の運営に精通した人材を配置することとし、事業の企画・運営・管理、学習支援員等の

募集・選定、派遣調整等の管理、市との連絡窓口を担うこと。なお、責任者とコーディネーターは兼務することができる。

- ・コーディネーター

各学校の責任者となるコーディネーターを1名ずつ配置すること。なお、コーディネーターは各教室を統括し、参加生徒の出席状況や学習状況の把握、学習支援員の指導・育成、業務報告書（任意様式）の作成等を行う。

- ・学習支援員

生徒の学習支援を行う学習支援員を、各学校7名ずつ配置すること。なお、学習支援員の配置は、学生や社会人等も可とするが、「教育職員等による性暴力等の防止等に関する法律」等も参考にし、生徒等との信頼関係が構築されるよう選定には十分留意すること。また、本市または近隣市に在住・在学・通勤する者を選定する等、入れ替わりが頻繁に起こることがないように十分に配慮すること。

(2) 準備

放課後補習教室の実施にあたっては、学習支援員の募集等委託業務の実施に必要な経験を有する者及び人員を確保するとともに、学習支援員に対する勉強会の実施や守秘義務等に関する研修会の実施等、必要な研修等を実施すること。

(3) 従事者の通知等

ア 委託業務に従事する者の氏名等をあらかじめ書面により、市に通知すること。

イ 業務期間中、アに定めるところにより、市に通知した委託業務に従事する者に変更があった場合は、書面により市に通知すること。

4 参加生徒の安全確保等

(1) 放課後補習教室を実施するにあたっては、参加生徒の安全について配慮し、市との連絡体制を整えること。万が一事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに市に報告すること。なお、受託者は、不測の事態に備え、傷害保険、賠償保険等に加入すること。

(2) 開催日当日に気象警報等が発令された場合、または発令が見込まれる場合、あるいはその他の事情により危険が予測される場合は、参加生徒の安全確保のため、受託者は市と協議の上、臨時休業とすることができる。

5 報告書の提出

(1) 委託期間の各月ごとに、当該月に行った放課後補習教室業務に係る参加生徒の参加状況その他特記事項を記載した業務報告書（任意様式）を作成し、翌月10日までに市に提出すること。

(2) 受託者と市は、定期的に連絡調整を行うとともに、必要に応じて連絡会議を開催する等、運営方法や課題について協議するものとする。

6 業務の完了及び支払方法

受託者は、委託事業が完了したときは、完了後30日以内に実績報告書（成果報告書：任意様式）に関係書類を添えて提出すること。なお、委託料の支払いは、委託期間満了の後、検査完了後、成果品を市に引き渡した後に一括して支払う。

7 その他留意事項

(1) 個人情報の保護等

契約の履行に際して知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき定義される情報を指す。）及び業務情報については、関係法令及び別に定める「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損失の防止その他個人情報の保護に努めること。なお、この規定は、契約期間が終了した後も、適用があるものとする。

(2) 業務の委任

本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面をもって申請し、承認を得ること。ただし、本業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(3) 瑕疵担保責任

業務終了後1年間は瑕疵担保責任とし、運用開始後に判明した本業務に係る瑕疵は受託者において無償で対応すること。

(4) 紛争等

本仕様書に基づく事業実施に関し、第三者との間に紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(5) 損害賠償

受注者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(6) 疑義事項等

本仕様書に記された内容に関しては、一切を受託者にて行い、その費用を負担すること。その他当該仕様書に記載されていない事項に関しては、市と協議すること。